

移送サービスの利用案内

◆移送サービス

市内にお住まいで、一人で外出が困難な要介護(要支援)認定者や身体障がい者の方々が外出できるようにボランティアの協力をえて、リフト付き自動車などで外出の援助をします。

◆利用対象者

交野市内にお住まいの一人では外出が困難な下記の条件にあたる人。

- ①介護保険法での「要支援」および「要介護」の認定を受けている人
 - ②身体障がい者手帳をお持ちの人
- ※原則として介助者の同乗が必要です。

◆利用目的

- ①通院や公共施設の利用のための送迎
- ②レクリエーションや社会参加のための送迎

◆利用できる範囲

北河内7市（交野市・四條畷市・枚方市・大東市・寝屋川市・門真市・守口市）

◆利用日と時間

- 利用可能日：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く）
- 利用時間：午前9時30分～午後4時30分

◆利用回数

1ヶ月に2回まで

◆利用登録

利用については、事前に「移送サービス利用登録申請書」の提出が必要です。登録されていない人は、利用できません。

登録には、「移送サービス利用登録申請書」を社会福祉協議会に提出してください。

申請時に、社会福祉協議会の職員が利用登録希望者と面談をさせていただきます。

まずは、社会福祉協議会にお電話ください。

★登録の有効期限は原則として3年です。

更新時期になりましたら社会福祉協議会から更新の意思確認を行い、更新を行います。

◆利用申し込み

利用申請は、利用予定日の1ヶ月前から当該予定日の7日前まで電話にて社会福祉協議会に予約をしていただき、利用申請書を提出してください。（FAX・郵送・持参可）

★日程により利用者が多い場合は先着順とさせていただきます、お断りをする場合があります。

★運転ボランティアの協力もとのサービスですので、運転ボランティアとの調整次第では、時間の変更やお断りをする場合があります。

◆利用料金

利用料は、市内及び市外で変わります。

・市内の場合・・・往復600円（片道は300円）

・市外の場合・・・往復800円（片道は400円）

※市外で、片道が5キロ未満の場合往復600円（片道は300円）となります。なお、5キロ未満とは、出発地（主に利用者のご自宅など）から着地までの距離です。

なお、料金は運転ボランティアの方にお渡しください。

おつりが出ないように、利用料の準備をお願いします。

★駐車料金や高速道路通行料などは別途利用者にてお支払ください。

(注) 利用料を受け取るのは運転ボランティアですが、燃料費や車両の保険代などに使われますので、ボランティアの報酬となるものではありません。

◆事故が起きた時の対応について

事故の補償については、社会福祉協議会が加入している保険の範囲内とします。

◆利用されるにあたって

- ボランティアは無報酬で運転しております、ボランティアの協力によって移送サービス事業が成り立っていることをご理解ください。
- サービス利用にあたっては原則として介助者が必要となります。
- 移送サービスは、「ドア・ツー・ドア」を基本としています。
自宅の玄関から目的地の玄関までとなります。介助が必要な場合は介助者が行ってくださいますようお願いいたします。
- 当日、体調が悪くなり移送サービスの利用をキャンセルされる場合は、早急に社会福祉協議会までご連絡ください。
- 当日、ボランティアが急病などで運転ができない場合は、利用をお断りする場合があります。
- 大雪注意報、大雨・洪水・暴風警報などが発令された場合は、移送サービスを中止する場合があります。

★登録・利用申し込み★

交野市社会福祉協議会

交野市天野が原町5-5-1

電話：895-1185

FAX：895-1192